#### ■□■受験対策ミニ講座 7 号 2018■□■

11 月に入りました。29 期生のみなさん、修了おめでとうございます。ホッとして気を緩めるのではなく、ここから本気を出しましょう。試験まではまだまだ時間があります。今は、じっくりと自分なりの取り組みをする時期です。今回は、ソーシャルワーク理論についての知識が必要とされるタイプの事例問題を考えながら、知識を深めていきましょう。

## 【問題7 30回101 (一部要約)】————————

この場面における解決志向アプローチに基づくスクールソーシャルワーカーの対応方法として、最も適切なもの を 1 つ選びなさい。

(事例) G (9歳) は1年前から不登校の傾向がある。スクールソーシャルワーカーは G 宅を訪問し、G や母親と2週間に1度程度の定期的な面接を行っている。G は学校に行きたいと思っているが朝起きると身体が動かないとのことで、登校できる日が減ってきている。

- 1 G が学校に行くことのできない原因の分析を行った。
- 2 Gに変える必要のある考え方や行動について伝えた。
- 3 G自身ではなく、家族の問題の克服を目指した。
- 4 Gに学校に行き、授業を受ける必要性を強く意識させた。
- 5 G が学校に行くことのできた日の状況や行動に焦点をあてた。

正解と解説は最後に記載しています。

### ■Plus Column · · · · ·

# 【人・環境の接点に注目する】

スクールソーシャルワークは、社会福祉士が活躍する分野として近年、注目が集まっている分野です。「不登校」とは児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない現象を意味します。時代を遡ると、学制が敷かれた明治5年以来、長期欠席の主な理由は農作業や子守りなど家の手伝いが主なものでした。戦後社会の変容の中で、1960年代頃には登校する意志がありながら原因不明の頭痛や腹痛、不安などの神経症状に襲われて登校できなくなる症例が報告され、「学校恐怖症」や「登校拒否」という言葉が生まれました。その後、登校できない背景には家庭・学校・地域社会を含む様々な要因があるという認識から、「不登校」という言葉が使われるようになり、現在、文科省の調査でも、病気や経済的理由ではなく「何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはできない状況」で、年間30日以上欠席がある場合を「不登校」というとされています。

子ども自身が「学校に行かないこと」を選択するという意味をこめて「不登校」という言葉を使う場合もあるなど、様々な考え方がありますが、国家試験では「あなたの考え」を聞いているわけではないので、冷静に設問に戻りましょう。事例問題解明の鉄則は「いつ・どこで・誰が・誰に対して・どのように」などのキーワードを、設問と問題文からしっかりと読み解くことにあります。

問題 7 では「いつ」は「この場面」とあります。ここでは「定期的な家庭訪問による面接の場面」と考えるのが妥当でしょう。「誰が」は「スクールソーシャルワーカー」です。スクールカウンセラーではなく、ソーシャルワーカーですから、心の内面ではなく、「人と環境との接点に焦点をあてる」ことが前提となります。このように絞っていくと、選択肢 3 「家族の問題の克服」が適切でないことが分かると思います。

「どのように」は「解決志向アプローチ」です。解決志向アプローチは心理療法のブリーフセラピー(短期療法)の流れをくみ、過去を重視しない未来志向の短期アプローチで、クライエント自身の解決イメージ、語りが尊重されます。問題解決後についての想像を促すミラクル・クエスチョンなどの特徴的な質問技法が使われます、こうした知識があると、選択肢 1 の原因分析や選択肢  $2 \cdot 4$  のワーカーの発言中心の進め方は適切ではなく、選択肢 5 が正解として導けると思います。

事例問題は冷静に設問を読み解いた上で、知識と経験を総動員して取り組んでください。

### ■Back Number · · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\_id=2686

【問題7 30回101(一部要約)正解と解説】

- 1 ×解決志向アプローチでは、原因分析をしない。
- 2 ×行動変容アプローチ的な方法である。
- 3 ×家族の問題に焦点をあてるのは家族療法的なアプローチである。
- 4 ×「登校したいができない状態」に対するアプローチとして不適切。
- 5 0
- ※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。
- ※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。
- ※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KD X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus